○警察庁の定員に関する訓令(昭和44年6月30日 警察庁訓令第6号) (最近改正 平成30年3月30日 警察庁訓令第4号)

(警察庁の定員)

第1条 警察庁の各地方機関別の定員並びに内部部局、各附属機関別及び各地方機関別の警察官(皇宮警察本部にあつては、皇宮護衛官)の階級別定員は、次のとおりとする。

警科	皇			関	
		管	東	北	合
学	÷		京	海	Ц
部察	宮	区	都警	道 警	
警 *** ** *** *** ** *** *** ** *** *** *** *** *** *** *** *** *** ***	警		察	察	
大 察	察	<u>数</u>	情	情	
部一研	杂	,,,,,	報	報	
学	本	察	通	通	計
階級等局校所	部	局	信 部	信 部	μι
	цþ	/円	미	마	1
整 整 祖 卧 ▽ け 整 祖 長 30 5		11			46
繁 視 長 ▽ は 繁 視 正 90 11 2		22			125
家 整 相 正 又 片 整 相 543 43 4		223	2	2	817
数 3760 12		337	人 1	2	1,112
官 警 部 補		79	人	人	人 79
計 1,424 71 6		人 672 人	3 ,	4 ,	2, 180
皇宮警視監又は皇宮警視長	2		/	/\	2 1
皇皇宮警視長又は皇宮警視正	2 人				2 人
宮 皇宮警視正又は皇 宮 警 視	54 ,				54 1
皇 宮 警 部	122				122
護皇宮警部補	216				216
衛皇宮巡査部長	271				271
官皇宮巡査	229				229
計	896				896
事務官、技官その他の職員 1,047 114 120	40	3, 011	239	255	4,826
合 計 2,471 185 126	936	3, 683	242	259	7, 902

第2条 警察庁の各管区警察局別(各管区警察学校別を含む。)の定員および警察官の階級別定員は、前条に規定する定員の範囲内において、別に定める。

附則

- 1 (略)
- 2 (略)